

森林の伐採には届出が必要です！

森林は、木材の生産や水源のかん養、災害の防止などの多面的機能を通じて、人々の暮らしを支えています。たとえ自分の山でも、森林を伐採するときには市町村への事前の届出が法律で義務づけられています。



対象となる森林

◆地域森林計画※の対象となる民有林

※森林法第5条の規定により県内4計画区（斐伊川・江の川下流・高津川・隠岐）ごとに県知事が立てる森林の整備・保全等の計画。

以下に森林経営計画が作成されていない森林の伐採の手続きについて説明します。保安林等これ以外の森林については裏面を参考に手続きを行ってください。

届出の内容

- ◆伐採する場所、面積、樹種
- ◆伐採の方法や期間
- ◆伐採後の造林方法など必要事項

(H 24 年 4 月様式改定)

届出の時期

伐採を開始する 90 日前から 30 日前



届出人

森林所有者や立木を買い受けて伐採をおこなう者

- ◆森林所有者自ら、または、請け負わせて伐採する場合→森林所有者が届出
- ◆伐採者が立木を購入し伐採する場合→伐採者と森林所有者連名による届出

必要書類

- ◆伐採及び伐採後の造林の届出書
- ◆伐採箇所の位置図など

罰則について

無届伐採や造林命令等に従わない場合は森林法の規定により100万円以下の罰金。

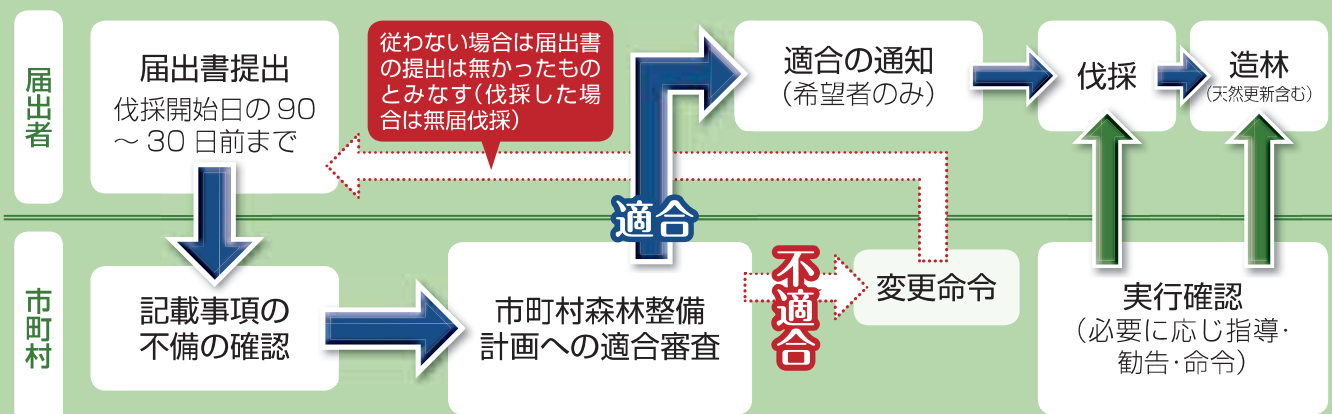
届出先

伐採をおこなう森林がある市町村の林務担当窓口

天然更新をする場合の留意事項

- ◆天然更新が見込めない場合、植栽を行うなど確実な更新を確保する必要があります。
- ◆天然更新を計画する場合は、周辺に母樹があるかどうか、林地に目的とする稚幼樹があるかどうか確認のうえ計画してください。

届出プロセス



地域森林計画の対象となる民有林

森林経営計画を立てていない森林

保安林又は保安施設地区内の森林

森林経営計画を立てている森林

保安林又は保安施設地区内の森林

択伐①：天然林
 択伐②：人工林

林地開発

主伐・間伐

皆伐・択伐①

択伐②・間伐

主伐・間伐

皆伐・択伐①

択伐②・間伐

1 ha 以上の開発※2

1 ha 未満の開発

提出書類

提出先

伐採及び伐採後の造林の届出書
 (伐採の90～30日前)

伐採する森林が所在する市町村

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書
 (事前届出)

農林振興センター又は権限移譲市町村※1

保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書
 (伐採の90～20日前)

農林振興センター
 権限移譲市町村※1

森林経営計画に係る伐採等の届出書
 (伐採後30日以内)

森林経営計画認定者

保安林(保安施設地区)内立木伐採許可申請書
 (事前申請)

農林振興センター又は権限移譲市町村※1

森林経営計画に係る伐採等の届出書
 (伐採後30日以内)

森林経営計画認定者

保安林(保安施設地区)内択伐(間伐)届出書
 (伐採90～20日前)

農林振興センター又は権限移譲市町村※1

森林経営計画に係る伐採等の届出書
 (伐採後30日以内)

森林経営計画認定者

林地開発許可申請書
 (事前申請)

県森林整備課

権限移譲市町村※3

伐採及び伐採後の造林の届出書
 (伐採の90～30日前)※4

開発を行う森林が所在する市町村

- ※1：松江市、出雲市、奥出雲町、飯南町、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村
- ※2：土石の採掘又は樹根の採掘、林地以外への転用、用地造成など、土地の形質を変える行為
- ※3：面積5ha(土石の採掘の場合10ha)未満で、松江市、出雲市、奥出雲町、雲南市、飯南町、邑南町、津和野町、隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村、での開発行為の場合
- ※4：1ha未満の開発行為に対する規制条例のある市町村もありますので、事前に市町村にご確認ください。

【お問い合わせ先】届出が必要かどうか、どのような届出が必要か等に関する詳細な内容については、最寄りの市町村林務担当課、または島根県各農林振興センターの事務所までお問い合わせください。

